

地域コミュニティに関する他市の参考条文	地域コミュニティに関する他市の参考条文	条例に盛り込む要素（事務局案）
<p>【久留米市市民活動を進める条例】 （地域コミュニティ組織の役割）</p> <p>第6条 地域コミュニティ組織は、基本理念にのっとり、地域課題等の解決に取り組むとともに、その活動を通じて地域の活性化に取り組むものとする。</p> <p>2 地域コミュニティ組織は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表その他の必要な活動を行うことにより、当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるものとする。</p> <p>3 地域コミュニティ組織は、多様な地域課題等の解決のため、各主体及び市と地域課題等を共有し、相互連携を図ることにより、個性及び魅力ある地域社会をつくるよう努めるものとする。</p> <p>（地域コミュニティ組織への加入）</p> <p>第7条 市民は、第4条の規定による取組を達成するため及び前条の規定による取組が達成されるよう、その居住する形態にかかわらず地域コミュニティ組織の基盤である自治会に加入するよう努めるものとする。</p> <p>2 地域コミュニティ組織は、前条の規定による取組を達成するため、多くの市民が主体的に加入できるよう開かれた運営に努めるものとする。</p> <p>【山口市まちづくり基本条例】 （地域コミュニティの役割）</p> <p>第11条 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安心かつ安全な地域づくりに努めるものとする。</p> <p>2 地域コミュニティは、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>（地域コミュニティ活動の推進）</p> <p>第12条 市民は、地域コミュニティ活動への理解を深め、その活動に自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする</p> <p>（地域コミュニティ活動への支援）</p> <p>第13条 市は、地域コミュニティ活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p>	<p>【近江八幡市協働のまちづくり基本条例】 （地域コミュニティ）</p> <p>第28条 市民は、地域のなかで安心して心豊かに生活することができるよう自治会等の基礎的な地域コミュニティの活動を通じて互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとしす。</p> <p>2 市は、前項に規定する地域コミュニティの役割を尊重するとともに、適切な支援策を講じるよう努めなければなりません。</p> <p>【宮若市自治基本条例】 （地域コミュニティ活動への参加）</p> <p>第24条 市民等は、地域コミュニティ活動への理解を深め、その活動に自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>【射水市協働のまちづくり推進条例】 （事業者の役割）</p> <p>第7条 事業者は、社会貢献活動を通じてまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>【富里市協働のまちづくり条例】 （事業者の役割）</p> <p>第9条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>【山口市まちづくり基本条例】 （人づくり）</p> <p>第8条 市民及び市は、まちづくりの担い手を発掘し、又は育成するよう努めるものとする。</p> <p>【防府市参画及び協働の推進に関する条例】</p> <p>第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。</p>	<p>【地域コミュニティ組織の役割】 ○地域コミュニティ組織である校区まちづくり協議会等（以下「校区まちづくり協議会等」という。）は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取り組む</p> <p>○校区まちづくり協議会等は、自らの活動について情報発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が住民に理解されるよう努める</p> <p>【地域コミュニティ組織への参加】 ○市民は、校区まちづくり協議会等の活動への理解を深め、その活動に参加、協力するよう努める</p> <p>【地域コミュニティ組織の活動への支援】 ○市は、市民の地域活動の普及を推進するため、校区まちづくり協議会等の活動を市民に対し周知啓発を推進する</p> <p>○市は、校区まちづくり協議会等の活動拠点となる施設の確保及び整備に努める</p> <p>○市は、校区まちづくり協議会等の活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努める</p> <p>【事業者の役割】 ○事業者は、地域社会の一員として地域活動への参加、協力及び支援に努める</p> <p>【人材育成】 ○市民及び市は、地域活動を担う人材の発掘と育成に努める</p>